附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第四条の規定　公布の日

二　第二条及び附則第三条の規定　令和十年四月一日

（第一条の規定による戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（以下「旧法」という。）の規定により支給し、又は支給すべきであった特別給付金については、なお従前の例による。

2　平成二十五年十月二日から平成二十九年十二月三十一日までの間に旧法第三条第二項から第六項までの規定による特別給付金を受ける権利を取得した者については、第一条の規定による改正後の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（以下「令和五年新法」という。）第二条第一項の基準日は、同条第二項の規定にかかわらず、当該特別給付金を受ける権利を取得した日から十年を経過した日の属する年の四月一日（次条第二項において「令和五年新法特例基準日」という。）とし、令和五年新法第四条第二項に規定する国債の発行の日は、令和五年新法附則第二項の規定にかかわらず、当該年の十一月一日とする。

3　平成三十年一月一日から令和四年十月一日までの間に旧法第三条第二項から第六項までの規定による特別給付金を受ける権利を取得した者については、令和五年新法第三条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による特別給付金は、支給しない。

4　令和三年四月一日以降に戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和四十一年法律第百九号）第三条第一項の規定による特別給付金を受ける権利を取得した者については、令和五年新法第三条第一項の規定にかかわらず、同項の規定による特別給付金は、支給しない。

5　前項に規定する者であって、令和八年四月一日において令和五年新法第二条第一項各号に掲げる給付を受ける権利を有するもの（次条第六項において「特定戦没者等の妻」という。）には、前項の規定にかかわらず、令和五年新法第三条第一項の規定による特別給付金を支給する。

6　前項の規定により特別給付金を受ける権利を取得するに至った者に交付する令和五年新法第四条第二項に規定する国債の発行の日は、令和五年新法附則第二項の規定にかかわらず、令和八年十一月一日とする。

（第二条の規定による戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定の施行の際現に令和五年新法の規定により支給し、又は支給すべきであった特別給付金については、なお従前の例による。

政　令

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百五十五号

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十条第一項及び第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

2　前条第二項に規定する者については、第二条の規定による改正後の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（以下「令和十年新法」という。）第二条第一項の基準日は、同条第二項の規定にかかわらず、令和五年新法特例基準日から五年を経過した日の属する年の四月一日とし、令和十年新法第四条第二項に規定する国債の発行の日は、令和十年新法附則第二項の規定にかかわらず、当該年の十一月一日とする。

3　前条第三項に規定する者については、令和十年新法第二条第一項の基準日は、同条第二項の規定にかかわらず、旧法第三条第二項から第六項までの規定による特別給付金を受ける権利を取得した日から十年を経過した日の属する年の四月一日（次項において「令和十年新法特例基準日」という。）とし、令和十年新法第四条第二項に規定する国債の発行の日は、令和十年新法附則第二項の規定にかかわらず、当該年の十一月一日とする。

4　前条第三項に規定する者であって、令和十年新法特例基準日から五年を経過した日において令和十年新法第二条第一項各号に掲げる給付を受ける権利を有するものには、特別給付金を支給する。

5　令和十年新法第三条第二項及び第四条から第十三条まで並びに附則第二項及び第三項の規定は、前項の規定による特別給付金について準用する。この場合において、令和十年新法附則第二項中「令和十年十一月一日」とあるのは、「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法等の一部を改正する法律（令和五年法律第九号）附則第三条第三項に規定する令和十年新法特例基準日から五年を経過した日の属する年の十一月一日」と読み替えるものとする。

6　特定戦没者等の妻については、令和十年新法第二条第一項の基準日は、同条第二項の規定にかかわらず、令和十三年四月一日とし、令和十年新法第四条第二項に規定する国債の発行の日は、令和十年新法附則第二項の規定にかかわらず、同年十一月一日とする。

（政令への委任）

第四条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第五条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則第百九条中「前条の規定による改正後の」を削り、「第二条第六号」を「第二条第一項第六号」に改める。

厚生労働大臣　加藤　勝信

内閣総理大臣　岸田　文雄